

## 1 医薬品の品質・安全性の確保

- (1) 薬局等における医薬品の適正な調剤や販売、保管管理、服薬指導などについて監視指導を実施している。
- (2) 薬局におけるオンライン服薬指導が適正に実施されることにより、患者が安心・安全を実感できるように監視指導を行っている。
- (3) 偽造医薬品の流通を防ぎ、患者の手に渡ることを防ぐため、薬局及び医薬品販売業者に対して、医薬品の譲受・譲渡に当たり相手方の住所等の記録事項や相手方の身分の確認など、医薬品管理の徹底について監視指導を実施している。
- (4) 医薬品の品質・安全性の確保のため、医薬品等を収去し、承認規格試験等を実施している。

薬局等施設数及び監視指導件数（令和7年12月末現在）

業態	薬 局	店舗販売業	卸売販売業	合 計
施設数	5 2 9	1 6 0	2 7	7 1 6
監視件数	2 7 9	8 1	4	3 6 4

## 2 かかりつけ薬剤師・薬局の育成

- (1) 今年度の薬事講習会は、多摩地区7保健所・島しょ保健所共同での動画をオンライン配信する形式で現在、開催している(配信期間:令和8年1月13日～令和8年2月13日)。青梅薬剤センター薬局の鈴木真吾氏より、「薬薬連携(保険薬局のトレーシングレポート事例と今後の展望)」と題して、病院と調剤薬局の連携(薬薬連携)についてご講演いただき、かかりつけ薬局・薬剤師の機能強化を図るとともに、地域連携薬局等及び健康サポート薬局等の増加に繋げている。
- (2) 管内の健康サポート薬局は、令和7年12月末現在、21施設である。  
今後とも、患者が行う、セルフケアやセルフメディケーションの支援等の健康サポート業務について都民への周知及び事業者への監視指導を行っていく。
- (3) 令和2年に始まった、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の制度や役割等について、都民及び事業者へ周知する。
- (4) 当所の重点事項  
○薬剤師が処方箋受付時以外に必要な応じて患者の薬剤の使用状況の把握及び服薬指導を行う継続的なフォローについて、実施状況を確認する。

### 3 薬物乱用防止対策

- (1) 薬物乱用防止対策について、東京都薬物乱用防止推進地区協議会とその事務局である市と協働して青少年への普及啓発の充実を図っている。  
今年度の薬物乱用防止推進地区協議会連絡会及び研修会は、9月に当所講堂において開催し、薬務課麻薬対策担当職員からの講義のほか、各地区協議会からの活動状況報告等により、情報共有を行った。
- (2) 当所の重点事項
- 若年層を中心として、医薬品のオーバードーズが社会問題化していることもあり、濫用等のおそれのある医薬品の販売を行っている薬局等に対し、濫用防止対策の実施状況の確認、複数個の販売事例の有無及び販売した理由等の状況確認等の監視指導を徹底する。